

五所川原市相談窓口紹介ネットワーク

市では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消や様々なトラブルの未然防止に向け、地域の見守りに取り組んでいる団体等を通じて消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介しています。

構成団体…五所川原市民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

事例紹介「架空請求 編」

スマートフォンに大手通販会社からショートメールが届き、未納料金があるので連絡するようにと記載されていた。

心当たりはなかったが、ショートメールに記載された電話番号に電話したところ「去年、あなたのスマートフォンから動画配信サイトに登録があり、20万円の利用料が未納になっている。

もし、心当たりがなく不正に登録されたものであれば、一旦20万円を支払ってもらった後に返金します。いずれにしても、支払わないと提訴されることとなります」と言われ、指示に従って、コンビニエンスストアに行って20万円分のプリペイドカードを購入し、カードに記載された番号を相手に教えた。

翌日、別の人からスマートフォンに電話があり「昨日の件は不正に登録されたものであったので20万円を返金しますが、他にも50万円分のあなた名義の不正登録が見つかりました。これも返金しますが、一旦50万円を支払ってください。」と言われた。

五所川原市消費生活センターからの助言

- 心当たりがない請求（架空請求）は無視しましょう。
- 架空請求の請求手段は、ショートメール、メール、ハガキ、電話など様々です。
- 実在する著名な事業者名をかたって本物の請求と思わせたり、支払わないと法的手段をとるなどと消費者の不安をあおってきます。
- 未納料金の請求に心当たりがなければ、決して相手に連絡してはいけません。
- どうしても請求が気になる場合には、相手に連絡する前に、五所川原市消費生活センターにご相談ください。
- お金を支払ってしまうと、これを取り戻すことは困難であることが少なくありません。



困ったとき、不審に思ったときは、五所川原市消費生活センターにご相談ください。

五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

| 相談の種類 | 相談の内容 | 相談窓口 | 電話番号・受付時間 |
|---------|-------------------------------------|-----------------|---|
| 消費生活相談 | 商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談 | 消費者ホットライン | 局番なし 188 (いやや) / 月～金 9:00～17:30 / 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く) |
| | | 五所川原市消費生活センター | TEL33-1626 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
| | 借金(多重債務)などに関する相談 | 消費者信用生活協同組合 | TEL0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00 (祝日を除く) |
| 家庭相談 | 家庭相談全般に関すること | 五所川原市子育て支援課 | TEL35-2111 (内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
| 健康づくり相談 | 心身の健康に関する一般的な相談 | 五所川原市健康推進課 | TEL35-2111 (内線2385) (要予約) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
| 介護相談 | 高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談 | 五所川原市地域包括支援センター | TEL35-2111 (内線2462) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) |
| 生活一般相談 | 日常生活のあらゆる心配ごと | 五所川原市社会福祉協議会 | TEL39-1212 24時間 |
| 交通事故相談 | 交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談 | 交通事故相談所 | TEL017-734-9235 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) |